

酒田地区広域行政組合告示第 38 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 2 項及び酒田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第 3 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月 27 日

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口 明子



1 計画施設の名称

汚泥再生処理センター

2 施設の設置場所

山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地（酒田地区広域行政組合敷地内）

3 施設の種類

有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）

4 施設において処理する一般廃棄物の種類

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥（一部）

5 施設の能力

・処理能力：47 kL/日

（し尿 7 kL/日、浄化槽汚泥 39 kL/日、農業集落排水汚泥 1 kL/日）

・資源化物発生量：約 2,000 kg/日

6 実施した生活環境影響調査の項目

騒音、振動、悪臭

7 縦覧場所

酒田地区広域行政組合事務局管理課（山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地）

8 縦覧期間

令和 8 年 7 月 27 日（月）から令和 8 年 8 月 26 日（水）まで

縦覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日、祝日を除く）

9 意見の提出

施設の設置に関し利害関係を有する方は生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。

意見書の様式は、縦覧場所に用意しております。また、提出方法は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函するか、下記の提出先まで持参、郵送、FAXまたはE-mailによるものとします。

10 意見書の提出先

(1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函

(2) 持参・郵送 酒田地区広域行政組合事務局管理課施設係

〒998-0104 山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地

(3) Fax : 0 2 3 4 - 3 1 - 2 8 8 3

(4) E-mail : koiki-kanri@city.sakata.lg.jp

11 意見書の提出期限

令和8年9月9日（水）午後5時15分まで（必着）

（持参については、期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

12 意見書の取扱いについて

提出された意見書については、酒田地区広域行政組合の見解をまとめ、当組合ホームページで公表予定です。意見書を提出された方の個人情報等は公表しません。また、提出された意見書に対しての個別の回答及びこの告示に直接関係しない意見書についての回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

13 問い合わせ先

酒田地区広域行政組合事務局管理課施設係

〒998-0104 山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地

TEL 0234-31-2882